

午前10時00分 開会

○委員長（桐生清太郎君） おはようございます。これより決算審査特別委員会を再開します。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているため、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、認定第14号から認定第16号までの計3件の質疑及び認定第1号から認定第16号までの各議案の採決並びに意見の聴取を行います。

それでは、認定第14号 平成2年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について説明願います。

丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） おはようございます。それでは、認定第14号 平成2年度胎内市公共下水道事業会計決算についてご説明を申し上げます。

初めに、下水道事業の概況をご説明いたしますので、決算書の11ページをお開き願います。まず、総括事項といたしまして、整備の状況であります。2年度末においては水洗化率は70.5%、普及率は96.7%でありました。また、2年度の整備状況であります。2,782メートルの拡張工事を行い、認可面積に対して82.2%の整備率となっております。

なお、業務内容につきましては19ページに詳しく記載しておりますが、上段、(1)、業務量の中で2年度末処理件数では4,809件で前年度比2.3%の増、年間有収水量は前年度比1.3%の増となっております。

それでは、収支の状況をご説明いたしますので、決算書の1、2ページをお願いします。収益的収入及び支出であります。収入につきましては下水道事業収益が6億5,180万8,106円で前年度より4,626万2,574円、7.8%の増となりました。収入の主なものは、こちら19ページちょっとごらんいただきたいと思いますが、下水道使用料が主なものでありまして、2億4,757万7,876円、こちらは消費税抜きであります。前年度に比べ288万3,506円、1.2%の増となっております。支出では、下水道事業費用が7億8,447万1,231円となりまして、前年度に比べて2,426万2,669円、3.0%の減となりました。この結果、収支差し引きでは1億4,160万6,138円の純損失となりましたが、前年度に比べ7,052万5,243円、33.2%の収支改善となっております。これは、主に補償金免除繰上償還に伴う支払利息の軽減が寄与したことによるものであります。

19ページには収入支出の前年度比較を載せてありますし、22ページには収入の内訳を、23ページからは支出の内訳をいずれも消費税抜きで掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、3、4ページの資本的収入及び支出について収入からご説明いたします。資本的収入は19億2,710万7,592円であり、その内訳は企業債、国庫補助金、一般会計からの補助金、受益者負担金、工事負担金などあります。前年度に比べ1億189万3,552円、5.6%の増となっております。

す。

次に、資本的支出は20億7,670万5,137円でありまして、前年度に比べ9,498万9,164円、4.8%の増となりました。このうち、企業債償還金は借りかえに伴う繰上償還が増えたため12億5,239万8,963円で、前年度に比べ1億3,993万2,169円、12.6%の増となっております。収支差し引き不足額1億4,959万7,545円は内部留保資金で補てんいたしました。

なお、欄外の説明でございますが、収入額が支出額に不足する額1億4,959万7,545円につきましては、当年度消費税等資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんいたしましたとありますが、要約いたしますと、差額につきましては収益的支出における減価償却費等の現金支出を伴わない経費で賄ったということでもあります。

次に、5ページの損益計算書であります。2年度単年度における収益的収入と支出について消費税抜きで掲載しておりまして、その差額によって利益や損失を計算しているものであります。本年度は1億4,160万6,138円の純損失となっております。前年度までの分と合わせますと29億7,586万9,073円の未処理欠損金となるわけであります。

次に、6ページ、剰余金計算書におきましては、利益剰余金の部、資本剰余金の部と記載してございますが、それぞれ本年度の増減をあらわしているものでございます。

次に、7ページ、欠損金処理計算書におきましては、未処理欠損金をそのまま繰越欠損金とするものであります。

8ページ、9ページは貸借対照表を載せてございますが、こちらは事業開始以来引き継いできている資産や負債、資本といった財政状況を示すものでありまして、今回は2年度末時点の財政状況を示しております。

なお、9ページ下段に注記しておりますが、固定資産の減価償却方法は定額法によっておりますし、地方公営企業法施行規則第8条4項を適用しておりますし、また消費税等の会計処理基準は税抜きで行っております。

10ページ以降は、附属資料を添付いたしております。事業の概況、建設改良工事の状況や固定資産明細、企業債の明細等を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で認定第14号 平成2年度胎内市公共下水道事業会計決算について説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第14号 平成2年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

菅原委員。

○委員（菅原市永君） 担当課も毎年ご苦労されていると思うのですが、水洗化率がなかなか上がらないという結果でございますが、これにつきましてはいろいろな要因があるわけなのでございまして、歴代の課長も当時いろいろな施策でもって推進というふうなことをうたったわけなので

すが、ここへ来ると理解できない、もうつながないというふうな人たちも相当いるのかなというふうな現状認識をいたしているわけなのですが、その点現状と今後の推進方法について、どのように課としてはお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 今ほど菅原委員さんおっしゃられるとおり、なかなか接続率が伸びないというのが現状であります。これにつきましては、うちのほうでも低利の融資制度等々も用意してございますが、なかなかこの不況の時代で、特に高齢者、一人世帯等々なかなか厳しいような状況であるということは認識しております。しかし、それについてはやはり接続率の向上に伴う料金収入がこの会計の重要課題と認識しておりますので、今後も職員一丸となって接続の推進に努めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 1億四千何がしの欠損金出しているわけですが、それには工事の返還金いろいろあると思うのですが、今70.5%の場合、償却の返還の率が異なるということになれば別なのですが、なかなか今答弁もらったのはたしか耳には聞こえてくるのですが、実質的に数字を上げるというふうなことになりますと、毎年の予算や決算審査において努力目標というのですか、そういう目標を設定してやるというふうなことも大事ではなからうかというふうな考え持っているわけなのですが、その点具体的に来年の決算審査までには何%くらいに持っていきたいという努力目標的なのは、ただ一生懸命やったから結果としてはこの結果でございますとなると、企業会計の本質的なのはやはりちょっと違うのではないのかなという感じもいたしますが、その辺と、では毎年議論されることなのでございますが、平均80%に持っていった場合、去年の計算の1億4,000万円の純損失、もう10%くらい上げればどのくらいになると試算しているのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 接続率につきまして10%上がりますと、約3,300万円ぐらいの料金収入になるということで、ただ来年80%までという確約といたしますが、それはちょっとなかなか難しいような状況であります。今ほど申し上げますような80%を目指すというふうなことでご理解いただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 10%上がる3,300万円、今70で30%上げて100%になっても、今の会計は赤字にならないというふうな結論と理解してよろしゅうございますか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 今ほどご指摘のとおり、借り入れ利息等々がございますものから、それについては今後借り入れとかがなくてということになれば、徐々に減っていったん

とんに近づいていくというふうに思います。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 借り入れ利息がなくなればというふうなことでございますが、当面はいつごろになればなるのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 今年度、22年度も一応借り入れの予定をしておりますので、今年度の借り入れにつきましては30年後に返還。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第14号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第15号 平成2年度胎内市水道事業会計決算の認定について説明願います。

丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） それでは、認定第15号 平成2年度胎内市水道事業会計決算についてご説明いたします。

初めに、事業の概要でございますが、決算書の11ページをお開き願います。給水人口及び給水状況であります。平成2年度末の給水人口は2万6,148人、給水戸数は8,623戸、前年度に比べ給水人口では159人、0.6%の減、給水戸数では28戸、0.3%の増となっております。給水状況では、有収水量が270万9,727立方メートルで、前年度に比べ3万6,938立方メートル、1.3%の減となっております。

次に、建設改良事業の状況であります。配水管整備事業といたしまして、石綿管更新工事や配水管布設がえ工事など2,179メートルを実施いたしました。また、施設整備事業では浄水場の塩素酸貯留槽の入れかえ工事や富岡水源地の取水ポンプの更新などを実施いたしました。

次に、経営状況であります。前年度に比べ給水戸数で0.3%の増となっているものの、給水人口で0.6%の減、有収水量においては1.3%の減となっておりまして、依然として厳しい状況が続いております。今後も高利率の起債を低利率のものへの借りかえや繰上償還を行ったり、配水管の更新整備を実施して有収率の向上を図りながら努めてまいりたいと思います。また、経費節減についても適正な人員配置による経営の合理化を進め、一層の経営改善に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、決算書1、2ページをお願いします。収益的収入及び支出でございます。収入におきましては、水道事業収益は5億9,127万8,240円でありました。また、支出におきましては水道事業費用が5億2,872万5,868円ございました。

その内訳でございますが、20ページをお願いします。収入の内訳を消費税抜きで掲載しておりまして、収入の主なものは給水収益5億5,399万2,212円で、前年度に比べ712万2,588円、1.3%

の減となっております。

2ページからは支出について、こちらも消費税抜きで掲載してございます。水道事業の総費用が5億53万595円となりまして、前年度に比べまして684万9,134円、1.3%の増となりました。こちらは配水管などの固定資産除却に伴う資産減耗費が減少したことや消耗品などの維持管理費に係る支出が抑えられたこと、また補償金免除繰上償還に伴う支払利息の軽減などによるものであります。

その結果、収支差し引きでは5,793万288円、消費税抜きであります。の純利益となっております。前年度比0.4%の増となっております。

次に、3、4ページの資本的収入及び支出についてであります。収入の主なものは、企業債、工事負担金、他会計補助金でありまして、合わせまして4億32万3円、前年度に比べ574万8,714円、1.4%の減となっております。支出につきましては、建設改良費、企業債償還金を合わせまして7億90万8,791円、前年度に比べ6,70万9,658円、10.4%の増となりました。企業債償還金は、借りかえに伴う繰上償還が増えたため6億1,372万9,163円と、前年度に比べ6,809万5,027円、12.5%の増となっております。

収支差し引き不足額3億870万8,788円につきましては、内部留保資金で補てんいたしました。

次に、5ページであります。損益計算書でございます。下水道と同様でございますが、2年度中の収益的収入支出について消費税抜きにより掲載しているものであります。2年度は9,804万9,927円の経常利益となっております。前年度までの分と合わせますと3億9,64万3,508円の未処理欠損金となっております。

次に、6ページ、剰余金計算書につきましては、利益剰余金、資本剰余金の部とそれぞれ当年度の増減を記載してございます。

7ページの下段の欠損金処理計算書につきましては、未処理欠損金をそのまま繰越欠損金とするものであります。

8ページからは貸借対照表を載せてございます。

10ページ以降は、附属資料を添付いたしました。こちらについても、事業の概況、工事の状況や固定資産明細、企業債の明細等を記載してございますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で認定第15号 平成2年度胎内市水道事業会計決算について説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第15号 平成2年度胎内市水道事業会計決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

小林委員。

○委員（小林兼由君） 決算については、毎年同じような質問していますので、決算についてはないのですが、たしか去年でしたか、東本町あたりに漏水事故というか、あったと思われませんが、

そういう危機管理体制はどうなっているのか。一目でわかるようなシステムになっているのか、その辺1点お願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 水道管につきましては、ちょっと地上のほうからといいますか、目視でどういう状態になっているかというのは、ちょっと今のところわからない状況になっております。漏水が起こって初めてわかるというようなのが現状であります。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 漏水って1年間にどのくらいあるものですか。

それと、やはり場所によっては大変なことになると思うのですよね、破裂してから騒いでは。ですから、何か一目でそういう状況がわかるようなシステムってできないのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 2年度の漏水につきましては、大きい、小さいというふうな区分で25件ほどありました。今小林委員ご指摘のように、なかなか漏水になる前にというシステムについては、ちょっと今のところやっていないわけですが、それにつきましてはなかなかそういうようなシステムを構築するとなると、かなり高額な費用がかかると思われますし、ただうちのほうも今石綿管等々漏水しやすいといいますが、そういうようなものについては逐次年間計画で入れかえのほうの工事をやっておりますし、あと給水管布設してかなり年数のたっているようなものについては、逐次その辺の漏水、これ目視で見るとな状況しかないわけですが、そんなようなところはちょっと気をつけているようにはしておりますが、よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 今回初めてというか、大光銀行から3億4,400万円借入れを起こしますけれども、これは何か理由があるのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） こちらにつきましては、銀行さんにつきましては市内の農協、それから第四、北越、市内の金融機関からの見積もり合わせで利率の安いところを採用したということですが、よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 予定額3億4,400万円について見積もり合わせした結果、大光銀行になったということでは理解していいわけですか。そういうことなのですか。その場合の条件や何かというのは、どういう条件がありますか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） こちらにつきましては、利率、それから返済期間等々こちらの条件を提示しまして、それに見合うところをお願いしたということになります。

○委員長（桐生清太郎君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 今の説明での石綿管の交換というか、アスベスト管の交換出ておりますけれども、人的影響と全部交換するにはもう何年ぐらいかかるのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 身体的影響ということではありますが、そちらについては身体的影響はないというふうにやっておりますし、それから石綿管の更新につきましては平成20年度から12年の計画で、20年現在で5,455メートルの延長ありましたが、2年度末では進捗率は25.5%で、残りが約4,700メートル、22年度につきましては585メートルほど予定しております。よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 天木委員。

○委員（天木義人君） そうすると、あと幾ら残っているのでしょうか。それと、経常利益が出ているそうなのですが、その辺でもっと予定を早めて交換することはできないのでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 22年度分の工事が終わりますと、残り3,480メートルというふうになってきます。こちらについては、起債の借入れを充ててやっておりますので、なかなか事業費がかさむものですから、もうちょっと早くやってもらいたいという事だと思っておりますが、起債の借入れの関係もございますので、一応平成3年終了を目標にやっておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（天木義人君） 水道料金の件で1点ご質問させていただきます。

これは前にもお話ししたかと思うのですが、胎内市の水道料金は県内でも結構高いほうだというお話を聞きます。具体的に言うと、村上から胎内に引っ越したいのだけれども、そういう部分で村上に比べたら結構高いのだよという話がございます。その辺も含めてどんなぐらいの位置なのか、教えてください。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 20年度で取りまとめられた資料によりますと、県内で四、五番目くらいで上のほうということです。

〔「村上と比較してどのぐらい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 丹後課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） こちらは20年度の資料なのですが、合併する前の旧村上市が33番目、神林が上のほうから6番目、荒川が28番目というふうになっております。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 関連であれですけれども、その6番目と28番目の価格の差はどのくらいな

のですか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 旧村上市で885円、それから神林で260円というふうな……

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「まだ答えていない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 課長、今の答弁について再度答弁し直しますか、保留しますか。

〔「わかった」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 各委員は理解しているようなので、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第15号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第16号 平成2年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について説明願います。  
丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） それでは、認定第16号 平成2年度胎内市工業用水道事業会計決算についてご説明いたします。

決算書9ページをお願いします。こちらにつきましては、平成8、9年度で完成し、供給体制が整いましたが、現在のところ残念ながら工業用水道を使用いただいている企業はございません。

決算書1、2ページをお願いします。収益的収入及び支出でございますが、明細は12ページにございますので、あわせてごらん願います。工業用水を使用する企業がないために、営業外収益だけで、他会計補助金として一般会計からの繰入金49万4,000円と預金利子280円で、合わせまして49万4,280円ございました。収益的支出におきましては、減価償却費が主なものでございまして、2項営業外費用におきましては、支払利息、企業債利息の47万3,454円でございます。

次に、3、4ページ、資本的収入及び……失礼しました。企業債利息につきまして45万1,121円でございますので、申しわけありませんでした。

3、4ページ、資本的収入及び支出でございますが、支出といたしましては企業債償還金100万5,337円ございまして、収入におきましては他会計補助金として一般会計から100万6,000円を受け入れたものでございます。

次に、5ページは損益計算書でございますが、売り上げがないために消費税申告を免除されている事業者でありますので、消費税込みで資本的収入及び支出の差額を計算しているものであります。今年度は85万2,817円の経常損失となっております。前年度までの分と合わせますと33万6,494円の未処理欠損金となっております。

6ページの剰余金計算書におきましては、利益剰余金、資本剰余金の部とそれぞれ増減を記載してございます。



また、下段の欠損金処理計算書におきましては、翌年度繰越金を載せてございます。

7ページには、貸借対照表を載せてございます。

8ページ以降につきましては、附属資料といたしまして、固定資産の明細や企業債の明細等を掲載しておりますので、ご確認願います。

以上で認定第16号 平成2年度胎内市工業用水道事業会計決算について説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第16号 平成2年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第16号の質疑を打ち切ります。

以上で当委員会へ付託された議案に対する質疑は終了しました。

お諮りします。ここで全課長の出席を求めるために暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、1時まで休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時57分 再開

○委員長（桐生清太郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、これより各議案の採決を行います。

最初に、認定第1号 平成2年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第1号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第1号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第2号 平成2年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決いたします。

認定第2号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第3号 平成2年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第3号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第4号 平成2年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議がないので、これより採決します。

認定第4号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第5号 平成2年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第5号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第6号 平成2年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第6号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第7号 平成2年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第7号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第8号 平成2年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第8号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第9号 平成2年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議がないので、これより採決します。

認定第9号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第10号 平成2年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第10号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第11号 平成2年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議がないので、これより採決します。

認定第 11号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第 11号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第 11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第 12号 平成 2年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第 12号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第 12号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第 12号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第 13号 平成 2年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第 13号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第 13号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第 13号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第 14号 平成 2年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第 14号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第 14号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第 14号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第 15号 平成 2年度胎内市水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第 15号は認定すべきと決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第 15号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第 15号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第 16号 平成 2年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第 16号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第 16号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第 16号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本委員会に付託された議案の審査はすべて終了しました。この結果を最終日に報告いたします。

これをもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 12 分 閉 会